

「火薬類取締法施行規則等の一部を改正する省令」に対する意見公募手続の結果について

令和5年6月7日
経済産業省

「火薬類取締法施行規則等の一部を改正する省令」について、令和5年4月6日から同年5月8日まで意見公募手続を実施しました。

提出意見と提出意見を考慮した結果については以下のとおりです。なお、行政手続法第43条第2項の規定に基づき、提出意見は整理又は要約しております。

	提出意見	提出意見を考慮した結果
1	「火薬類取締法（昭和25年法律第149号）及び関係法令」とあるが、被改正省令は火薬類取締法の関係法令に基づく省令ばかりではなく、制定文として不適切なのではないか。	「関係法令」には、火薬類取締法のほか、今回の改正に係る全ての法令が含まれております。
2	新たに写真の要件とされる「旅券法施行規則別表第一に定める要件」について、同表4.の「申請者（請求者）の申出により、都道府県知事、外務大臣又は領事官が、宗教上又は医療上の理由により顔の輪郭が分かる範囲で頭部を布などで覆うことを認める場合を除く。」については、各省令においてどのように読み替えるのか不明であり、読み替え規定を置くべきではないか。	今回の規定の整備においては、一部のサイズの写真について、人物配置に係る撮影条件を「外務省が指定するパスポート（旅券）の規格とする」という内閣府規制改革・行政改革担当大臣直轄チームの方針を踏まえ、パスポートで使用できる写真に限ることとしているため、読替規定は置いておりません。
3	改正の概要には、「写真のデータ提出を進めるため、写真の提出枚数に関する規定を削除する。」とある。案を見ると、写真の裏面に撮影年月日や氏名を記載することは残っているが、データ提出の際は、どのような対応になるのでしょうか。デジタル化に対応するという意味では、裏面に記載させる部分も削除した方が望ましいと考える。	オンライン手続の際の御指摘の記載情報は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）の規定に基づき、電子情報処理組織を使用する方法により代替されることとなります。その際に提出いただく写真データは1つであるため、写真の提出枚数に関する規定は削除することとしたものです。他方で、書面で手続をされる際には、写真が混同しないよう、撮影年月日や氏名の記載を求めています。頂いたご意見は、今後の執務の参考にさせていただきます。
4	写真サイズ及び人物配置に係る撮影条件の集約について賛成。その際に、トランスジェンダーの職業機会の公正な確保とプライバシー保護のため、改正案にある「弁理士法施行規則 様式第2（実務修習受講申請書）」において、性別欄の削除を要望する。	頂いた御意見は、今後の執務の参考にさせていただきます。

